

(私立学校法の特例)

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であって第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

【事業の名称】 公私協力学校設置事業

【現行制度の概要】

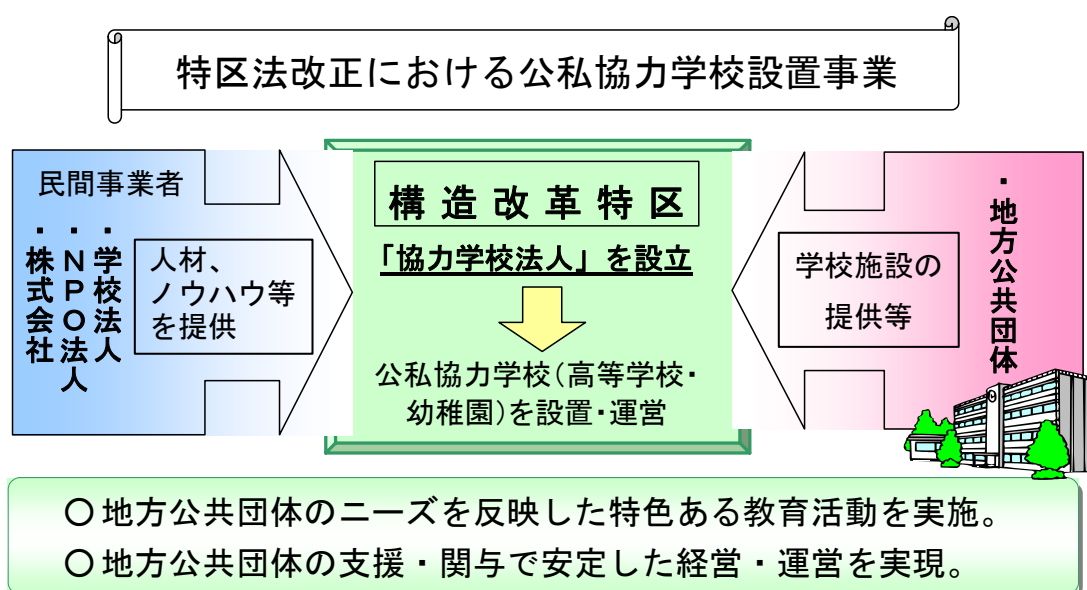
- 学校教育法第2条においては、学校は、原則として、国（国立大学法人等を含む。）、地方公共団体（公立大学法人を含む。）又は学校法人のみが設置できるものとされており、わが国の学校教育は、これまで、国又は地方公共団体が（公費により）直接設置運営する国公立学校と、私人の寄附財産等により設立された学校法人が設置運営する私立学校により、担うものとされてきました。
- 私立学校の設置主体である学校法人については、建学の精神に基づく教育を行うものとして、その運営に関しては、法人の自主性を尊重することが基本とされる一方、学校教育の担い手としてふさわしい公共性、継続性・安定性を確保する観点から、一定の要件を求められるものとされています。
- 特に、継続性・安定性の確保の観点からは、私立学校法第25条第1項の規定により、「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」とされ、保有すべき資産についての要件が課されています。
また、学校法人の設立に係る寄附行為の認可に際しては、同法第31条第1項の規定により、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、当該要件に適合するか否かの審査を行うこととされています。

【特例措置の内容】

- 本条の規定は、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、高等学校

及び幼稚園を対象に、地方公共団体と民間との連携・協力による新たな学校設置の仕組みとして、「公私協力学校」の制度化を図るものです。

- この制度においては、地方公共団体と民間主体とが協力して新たに学校法人を設立し、当該学校法人（協力学校法人）が、地方公共団体（協力地方公共団体）による一定の支援と関与の下に、学校（公私協力学校）の設置運営を行うこととしています。
- このような公私協力学校の設置を促進するため、協力学校法人の設立に係る寄附行為の認可に当たり、所轄庁である都道府県知事において、資産要件の審査を行うことを要しないこととする特例措置を講じています。



(1) 協力学校法人の設立認可についての特例

- ・ 協力地方公共団体が、学校の設置・運営経費を支援し、安定的な学校運営が可能と認められることを条件に、都道府県知事の資産審査を省略。
- ・ 協力学校法人は、その寄附行為において、その設置する学校が公私協力学校である旨規定。

(2) 協力地方公共団体の支援

- ・ 協力地方公共団体は、協力学校法人に対し、
 - ①校地校舎等の基本財産を無償又は廉価で貸与又は譲渡。
 - ②学校運営に要する経費の不足分を補助。

(3) 協力地方公共団体の関与

- ・ 予め定める公私協力基本計画に基づき、協力学校法人を指定。
- ・ 毎年度、公私協力年度計画及び収支予算を認可。

【趣旨】

[公私協力学校制度]

- 公私協力学校制度は、民間の創意工夫をいかしつつ、地域住民のニーズを反映した特色ある教育を実現することをねらいとするものであり、本項では、本特例措置を受ける地域の要件として、「地域の特性に応じた…教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、」公私協力学校を設置することが、「他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認められる」ことを定めています。
- これまでの学校教育においては、例えば、公立学校では画一的で多様なニーズに答えていないなどの批判もある一方、私立学校については、都市部以外の地域等では経営面での難しさがあるなど、その設置が進みにくい状況にありました。
- このような中、公私協力学校制度の導入を図ることにより、
 - ・ 地方公共団体にとっては、民間の人材やノウハウを活用して、公立学校では難しい特色ある教育の提供を行うことができるようになることと
 - ・ 民間主体にとっては、地方公共団体の支援と関与の下で、安定した学校経営を行えるようになり、
 - ・ 生徒等や保護者にとっても、より多様な学校教育の選択肢を得られることとなるものと期待されます。

[資産要件審査の特例]

- 協力地方公共団体は、公私協力学校の設置に際し必要な施設設備を、協力学校法人に対し、無償又は廉価で貸与・譲渡するとともに（第9項関係）、公私協力学校の毎年度の運営費についても、協力学校法人の自己収入のみでは不足する分を補助する（第12項関係）ものとされています。
- このように、協力学校法人については、その資産面について協力地方公共団体が責任をもって支援を行うものとしており、こうした資産面での支援を受けることを前提に、協力学校法人の設立に当たっては、所轄庁による資産要件の審査を要さないものとし、これにより、公私協力学校の設置の促進を図ることとしています。

2 前項の寄附行為には、私立学校法第三十条第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。

【説明】

- 公私協力学校・協力学校法人については、法令上、通常の私立学校・学校法人とは異なる法律関係が適用されることとなり、特に、所轄庁との関係では、
 - ① 寄附行為の認可に当たり、所轄庁による資産要件の審査が行われない
 - ② 学校設置等及び寄附行為(変更)の認可・届出は、協力地方公共団体を経由して

行われ、所轄庁は、認可や届出を受けての指導を行う際、当該地方公共団体の意見に配慮する

③ 協力地方公共団体と協力学校法人との協力が解消された際には、所轄庁は学校廃止等の認可申請を受ける立場に立つ

などの点において、特別の取扱いがなされることとなります。

○ また、公私協力学校の運営については、毎年度、協力地方公共団体の長により学校運営に関する計画及び収支予算の認可が行われ、また、協力地方公共団体から経常経費について所要の補助を受けるなど、協力地方公共団体との特別な協力関係の下に進められていくこととなります。

○ このようなことから、協力学校法人及びその設置する公私協力学校については、寄附行為上にもその旨を明らかにすることとし、寄附行為（又は寄附行為の変更）の認可を行う所轄庁や、その他の第三者に対して、特区における特例の適用を受けた協力学校法人及びその設置する公私協力学校であることを明確にしておくこととしておくものです。

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第四十五条第三項（同法第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2・3 （略）

3 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「協力地方公共団体」という。）の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

一 私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請

二 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

三 私立学校法第五十条第二項の規定による解散についての認可又は認定の申請

四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請

【説明】

(1) 協力地方公共団体の長の経由

- 公私協力学校については、協力学校法人がその設置・運営の主体となりますが、当該法人の設立及び当該学校の設置・運営に関しては、協力地方公共団体も、一定の支援を行う責任を負うこととなります。

このため、協力学校法人及び公私協力学校については、特区計画の適正な実施を図るためにも、その設立解散、設置廃止等や運営に関する基本的な事項の変更（収容定員に係る学則の変更など）、またその裏付けとなる寄附行為の内容やその変更に関し、協力地方公共団体が、あらかじめ、その内容を確認し、了知しておく必要があります。

このようなことから、これらの事項に係る所轄庁への認可申請・届出については、協力地方公共団体の長を経由して行うこととしています。

(2) 協力地方公共団体の長の意見付与等

a. 協力地方公共団体の長による意見付与

- 協力地方公共団体は、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）に基づき公私協力学校の設置・運営に協力する者として、協力学校法人に対し一定の支援を行うこととなります。

協力学校法人による認可申請・届出については、協力地方公共団体のこのような立場にかんがみ、所轄庁における認可の決定や、届出を受けての指導の実施に当たり、協力地方公共団体が推進する特区計画との調整が図られるよう、その長が、当該申請・届出事項に対する意見を付すことができるものとしています。

b. 所轄庁における意見への配慮

- 所轄庁は、公私協力学校の設置等認可及び寄附行為の認可・変更認可を行うに当たり、また、届出を受けての指導を行う際、協力地方公共団体の長の意見に配慮することとしています。

所轄庁は、協力地方公共団体の長からいかなる意見があつたとしても、法令の要件に適合しないような学校の設置・運営の認可等を行うことはできませんが、法令基準上の裁量部分等の判断の場面では、ある程度の弾力的な取扱いをすることが可能であり、また、認可に際し条件を付すような場合にも、当該条件については、協力地方公共団体の長の意見に沿うものとなるよう配慮することが可能です。

本項では、このような趣旨から、所轄庁に対し一定の配慮を求め、特区計画の趣旨が最大限実現されるようにしたものです。

- なお、当該意見は、あくまで「配慮」すべきものにとどまり、裁量事項等に係る判断も含め、所轄庁の最終的な判断を拘束するものではありません。

(3) 経由・意見付与等の対象となる認可・届出事項の範囲

- 公私協力学校の制度の趣旨にかんがみ、設置廃止等やその運営に関する基本的な事項（収容定員に係る学則の変更など）、またその裏付けとなる寄附行為の内容やその変更に係る認可・届出事項全般を、協力地方公共団体の経由等に係らしめることとしています。

○ 具体的には、本項により、法律の規定を根拠とする以下の認可・届出事項を、經由・意見付与等の手続の対象としています。

- ①私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請
- ②私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出
- ③私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請
- ④学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更その他の事項の認可

<その他の事項の認可>

- ・高等学校の学科の設置廃止の認可（学校教育法施行令第23条第2号）
- ・高等学校の広域通信制の課程に係る学則の変更の認可（同条第10号）
- ・私立の学校の収容定員に係る学則の変更の認可（同条第11号）

○ また、学校運営に関する重要事項の届出としては、上記とは別に、政令を根拠とする手続として、学校教育法施行令第27条の2第1項の規定に基づく私立学校の目的の変更等の届出があります。

当該届出についても、構造改革特別区域法施行令の規定により、協力地方公共団体の長の經由等に係らしめることとされています。

<学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による届出>

- ・私立学校の目的、名称、位置又は学則の変更の届出（同項第1号）
- ・私立高等学校の専攻科・別科の設置廃止の届出（同項第2号）
- ・私立学校の分校の設置廃止の届出（同項第3号）
- ・私立学校の経費の見積り及び維持方法の変更の届出（同項第5号）
- ・私立学校の校地校舎等の変更の届出（同項第6号）

4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下この条において「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。

- 一 収容定員に関する事項
- 二 授業料等の納付金に関する事項
- 三 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項
- 四 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

【説明】

○ 公私協力学校の設置・運営は、特区計画の認定を受けた協力地方公共団体が、当該区域における教育の需要に効果的、効率的に対応するため、学校法人等の民間主体と協力して協力学校法人を設立し、当該協力学校法人が実施するものです。このため、協力地方公共団体においては、当該民間主体との適切な協力の下に、協力学校法人の設立及び公私協力学校の設置・運営を進められるよう、あらかじめ、公私協力学校の運営や公私協力の在り方に関する基本的な事項（公私協力基本計画）を定め、協力学校法人を設立しようとする者を始め、広く一般に対し、これを示すこととしたものです。

○ 公私協力基本計画においては、協力地方公共団体が公私協力学校に期待する教育の目標や学校規模等の基本的な条件、協力地方公共団体による公私協力学校法人に対する支援の在り方等、民間主体が協力学校法人の設立及び公私協力学校の設置運営に参加するかどうかについての判断を行う際に必要となる情報を示すものとしており、具体的には、以下の事項について定めなければならないものとしています。

(1) 収容定員に関する事項

* 当該学校の収容定員（各学年の入学定員）として、所轄庁に認可申請することとなる定員数を定める。

(2) 授業料等の納付金に関する事項

* 公私協力学校の生徒等が納付する授業料、入学金、施設設備費等の納付金に関し、その額の設定等についての基本的な考え方等を定める。

(3) 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項

* 第9項の規定による施設・設備の貸与・譲渡等として当該協力地方公共団体が予定している事項について定める。

* 第12項の規定による年度計画の実施に必要な経費の補助について、補助額の算定等に関する基本的な事項を定める。

(4) 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

* 法人設立時に協力地方公共団体が譲渡等した基本財産について、法人解散時における帰属の取扱い等を定める。

5 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 教育目標に関する事項

二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

【説明】

○ 前述の通り、協力地方公共団体においては、当該民間主体との適切な協力の下に、協力学校法人の設立及び公私協力学校の設置・運営を進められるよう、あらかじめ、公私協力学校の運営や公私協力の在り方に関する基本的な事項（公私協力基本計画）を定め、協力学校法人を設立しようとする者を始め、広く一般に対し、これを示すこととしています。

○ この協力地方公共団体の公私協力基本計画の内容のうち、以下の事項について定めることを努力義務としています。

(1) 教育目標に関する事項

* 公私協力学校において目指すべき教育の理念とこれに基づく教育活動の基本的方針等について定める。

(2) その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定める事項

<文部科学省令で定める事項>

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則において規定

- ・ 学科、専攻科及び別科並びに課程の組織に関する事項
 - * 高等学校の学科、課程等について定める。
- ・ 学級の編制に関する事項
 - * 必要な学級規模の基準を定める。
- ・ 教職員の編制に関する事項
 - * 教職員の配置に関する基準を定める。
- ・ 入学に関する事項
 - * 入学を許可する者についての基本的な考え方を定める。
- ・ その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として協力地方公共団体の長が認めるもの

6 第四項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。

【説明】

- 地方公共団体の実現したい教育を実施するための協力学校法人を設立したい意向をもつ学校法人等の民間主体は、必ずしも1つのみであるとは限りません。このため、本項においては、これら民間主体の選定をオープンな仕組みの下で行うための手続として、協力地方公共団体の長が、公私協力基本計画の公告を受けて協力学校法人を設立しようとする者の申し出を受け、その中から、公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定を行う旨を定めたものです。
- なお、第1項において、協力学校法人の設立に係る寄附行為の認可を申請することができる者は、その設立しようとする協力学校法人について、本項の指定を受けているもの（協力学校法人の設立予定者）のみに限定しており、当該認可を申請しようとする者は、あらかじめ、本項の規定による協力地方公共団体への申し出を行い、協力地方公共団体の長の指定を受けていることが必要となります。

7 協力地方公共団体の長は、前項の申出に係る協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

【説明】

- 公私協力学校の運営を通じ、地域のニーズに応じた教育の提供をより効果的、効率的に行うためには、協力地方公共団体の協力の相手方たる協力学校法人は、公私協力学校の設置・運営主体にふさわしい、十分な能力を備えていなければなりません。このため、協力地方公共団体の長が、協力学校法人を設立しようとする者の申し出を受け、指定を行う際の要件として、当該指定を行うのは、その設立される協力学校

法人が、公告された公私協力基本計画に基づき、公私協力学校の設置及び運営を適正かつ確実に行うことができると認められる場合でなければならないものとしています。

- 本項における「公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する」については、第9項及び第12項の規定により、協力学校法人が協力地方公共団体からの支援を受けることを前提に、その能力を有することが認められればよいものと解しています。

8 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。

【説明】

- 協力地方公共団体の長が定める公私協力基本計画については、協力学校法人との連携・協力が実際に開始され、公私協力学校が設置認可された後においても、事情の変更に応じ、これを変更することができるようにしています。
- また、公私協力基本計画の変更は、当該計画の策定主体である協力地方公共団体の長において行うこととなりますが、公私協力学校の運営は、協力学校法人との連携・協力に基づき実施していくものであるため、両当事者間において必要な調整がなされることとなるよう、協力学校法人への事前協議を義務付けることとしています。

9 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。

【説明】

- 公私協力学校は、協力学校法人と協力地方公共団体との連携・協力に基づき設置・運営される学校であることから、その協力の具体的内容として、公私協力基本計画の実施に必要な施設及び設備のうち、協力学校法人が、寄附行為が認可された時点において設立予定者の寄附等により自ら用意することができなかったものについては、協力地方公共団体が、無償又は廉価によりこれらを貸与若しくは譲渡し、又は当該施設・設備の整備に要する資金を出えんするものとしています。
- 本項に規定する措置は、所轄庁が協力学校法人に係る寄附行為認可を行うに際して、当該協力学校法人の資産要件の審査に係る特例の前提となるものです。
- なお、協力地方公共団体が設立時に譲渡し、又は整備資金の出えんを行い、協力学

校法人の所有財産となった施設設備については、法人解散時においてこれがどのように清算され、残余財産は誰に帰属することとなるのか等について、協力学校法人の寄附行為においてあらかじめ定めておくことが適当であり、公私協力基本計画の必要記載事項の定めの中にも、あらかじめ、これらの事項が含まれることとなるようにしています（第4項第4号）。

10 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

【説明】

- 地方自治法では、地方公共団体における財産の取扱いに関する定めとして、
 - ・ 財産を無償・廉価で貸与・譲渡する際には議会の議決が必要であること（第96条第1項第6号／第237条第2項）
 - ・ 行政財産の貸与・譲渡については制限があること（第238条の4）
 - ・ 普通財産はこれを貸与・譲渡等できること（第238条の5）などを規定しています。

- 第9項の規定に基づく協力地方公共団体による施設設備等の貸与・譲渡についても、地方自治法に基づき、これらの取扱いが求められるものであり、本項ではその旨を確認的に規定しています。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二編 普通地方公共団体

第六章 議会

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第五十五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第五十五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九章 財務

第九節 財産

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

第一款 公有財産

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

七 出資による権利

八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(公有財産に関する長の総合調整権)

第二百三十八条の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

- 2 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。
- 3 普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券（以下この項において「国債等」という。）は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関に国債等をその価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により当該国債等を運用することを信託の目的とする場合に限り、信託することができる。
- 4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。
- 5 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。
- 6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。
- 7 第四項及び第五項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲与する場合に準用する。
- 8 第四項から第六項までの規定は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託する場合に準用する。
- 9 第七項に定めるもののほか普通財産の売払いに関し必要な事項及び普通財産の交換に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

11 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところにより、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下この条において「公私協力年度計画」という。）及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【説明】

（1）公私協力年度計画の作成・認可

- 公私協力学校の設置・運営は、協力地方公共団体による特区計画の実施の一環と

して、協力地方公共団体及び協力学校法人の連携・協力の下に推進されるものであることにかんがみ、公私協力学校における毎年度の教育活動等については、協力地方公共団体の定めた公私協力基本計画に基づいて、協力学校法人が公私協力年度計画を作成し、これを、協力地方公共団体の長の認可に係らしめることとしています。また、当該年度内において、当該計画を変更しようとするときも、同様に、認可を要するものとしています。

- 公私協力年度計画は、各協力学校法人が当該年度において、その設置する公私協力学校において実施する教育活動の具体的な運営計画を定めるものであり、その具体的な内容としては、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則において、次の事項を定めることとされています。

＜公私協力年度計画において定めるべき事項＞

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則において規定

- ・教育課程及び授業日時数に関する事項
- ・授業料等の納付金の額
- ・学級の数及び規模
- ・教職員の数及び配置
- ・入学者の選抜方法
- ・公私協力基本計画により公私協力年度計画において記載することとされた事項

- なお、公私協力年度計画の認可の申請の方法については、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の規定により、協力地方公共団体の長が定める期日までに、協力地方公共団体の長に、公私協力年度計画において定めるべき事項を記載した計画書を提出して行うこととされています。

(2) 収支予算の作成・認可

- 収支予算は、公私協力年度計画の適正な実施を裏打ちするものであり、公私協力年度計画と一体不可分であり、また、公私協力学校の毎年度の運営経費については、授業料等の納付金等の協力学校法人の自己収入のみでは不足する分を、協力地方公共団体が補助すべき責任を有することとなることにかんがみ、公私協力学校の収支予算については、当該年度の開始前に、あらかじめ、協力地方公共団体の認可に係らしめることとしています。

- 収支予算の認可の申請については、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則第12条第1項の規定により、協力地方公共団体の長が定める期日までに、協力地方公共団体の長に、資金収支予算書及び消費収支予算書を提出して行うこととしています。

また、資金収支予算書及び消費収支予算書については、同規則第12条第2項の規定により、学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び消費収支計算書の記載科目に準じた科目を設けて記載することとしています。ただし、地方公共団体からの補助金に係る科目については、特に、通常の学校法人の場合と異なり、協力地方公共団体補助金の科目と、その他地方公共団体補助金の科目とに分けて記載することとしています。

- なお、学校法人の会計年度については、私立学校法第48条において、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。

12 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。

【説明】

- 協力学校法人は、授業料等の納付金の徴収や寄附金の募集等により自己収入を得て、これを公私協力学校の経費に充てることとなりますが、公私協力学校の運営に当たりこれら自己収入のみでは不足する場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、協力地方公共団体が、年度計画の円滑・確実な実施に必要な額の補助金を交付することとしています。
- 協力学校法人が作成する、公私協力学校において実施される教育活動の具体を定めた年度計画は、当該年度の収支予算と併せ、協力地方公共団体の長が認可を行うこととなるものですが、当該手続を通じ、その実施を認めたものについては、協力地方公共団体が責任をもって補助することとしているものです。
- また、当該補助金の交付は、あらかじめ「公私協力基本計画に定めるところにより」行うこととしており、補助対象となる経費の範囲、その他補助額の算定方法等については、協力地方公共団体が、自ら基本計画の中でこれを定め、当該基本計画に基づき、補助金の交付を行うこととなります。
- 本項に規定する措置は、所轄庁が協力学校法人に係る寄附行為の認可を行うに際して、当該協力学校法人の資産要件の審査に係る特例の前提となるものであり、具体的には、私立学校法第25条が、学校法人は「私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」とし、運用財産における収支の均衡を求めていることとの関連において、当該要件への適合を裏打ちするものとなっています。

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2. (略)

13 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第九項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第三項に規定する

協力地方公共団体をいう。以下同じ。)の長は、同条第九項又は第十二項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人(同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。)に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

【説明】

- 私立学校振興助成法第12条及び第14条第1項に基づき、同法の規定による助成措置を受ける学校法人に対し所轄庁が有する権限と同様の権限(予算の変更勧告を除く。)を、構造改革特別区域法に基づく助成措置を受ける協力学校法人に対する権限として、協力地方公共団体の長に付与することとします。

<協力地方公共団体の長に付与することとする権限>

- ・ 助成に関する事項についての報告聴取、質問・検査
(私立学校振興助成法第12条第1号)
- ・ 収容定員超過の是正命令
(同条第2号)
- ・ 役員解職勧告
(同条第4号)
- ・ 財務諸表の届出
(同法第14条第1項)

- 協力学校法人が、構造改革特別区域法に基づく助成措置とは別に私立学校振興助成法等に基づく助成を受けている場合には、当該権限は、協力地方公共団体の長と所轄庁の双方がこれを有することとなります。
- なお、協力学校法人の予算は、毎年度、協力地方公共団体の事前認可を受けるものとしていることから、予算の変更勧告(私立学校振興助成法第12条第3号)及び毎年度の収支予算書の届出(同法第14条第2項)については、当該権限を、重ねて協力地方公共団体の長に付与することはしないものとし、準用の対象から除外するものとするとしています。
- また、同法第12条の2及び第13条においては、所轄庁が当該権限を行使する際に必要となる手続等を定めていますが、協力地方公共団体の長と協力学校法人との間の関係は、所轄庁とそれとの関係とは異なる性格をもつことにもかんがみ、協力地方公共団体の長が当該権限を行使する場合については、これらの規定を準用しないものとししました。
- 私立学校振興助成法の規定により助成を受ける学校法人については、同法第14条第1項の規定により、文部科学大臣の定める基準に従い、会計書類を作成するものとされており、当該「文部科学大臣の定める基準」として、学校法人会計基準が定められています。

- 本項においては、第9項及び第12項の規定により協力地方公共団体からの助成を受ける協力量学校法人について、私立学校振興助成法第14条第1項等の規定を準用しているものであり、これら協力量学校法人についても、「文部科学大臣の定める基準に従い」、会計書類を作成しなければならないものとされます。

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則では、これら協力量学校法人に係る会計基準としても、学校法人会計基準を準用することを定めています。ただし、協力量学校法人の会計書類においては、特に、協力地方公共団体による財政支援の状況が明示されることが重要となることから、その資金収支計算書及び消費収支計算書においては、協力地方公共団体補助金（に係る収入）とその他地方公共団体補助金（に係る収入）とを区分して記載することとしています。

○構造改革特別区域法第二十条第十二項の規定による読替え後の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）
（下線部は、読替箇所）

（所轄庁の権限）

第十二条 協力量地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第三項に規定する協力量地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第八項又は第十一項の規定により助成を受ける協力量学校法人（同条第一項に規定する協力量学校法人をいう。以下同じ。）に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該協力量学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該協力量学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 二 当該協力量学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 三 （略）
- 四 当該協力量学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力量地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の見職をすべき旨を勧告すること。

（書類の作成等）

第十四条 構造改革特別区域法第二十条第八項又は第十一項の規定により助成を受ける協力量学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力量地方公共団体の長に届け出なければならない。

2・3 （略）

14 協力量地方公共団体の長と協力量学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力量地方公共団体の長及び協力量学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力量学校法人に対し、前項において準用する私立学校振興助成法第十二条の規定による権限の行使その他の当該協力量学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

【説明】

- 協力量学校法人については、第13項の規定に基づき、私立学校振興助成法第12条第2号（収容定員超過の是正命令）又は第4号（役員の見職勧告）の処分を、協力量地方公共団体の長から受けることがあるものとされています。

一方、所轄庁との間では、私立学校法に基づく学校法人として、収益事業の停止命令（私立学校法第61条）や解散命令（同法第62条）を受けることがあり得るほか、「学校」の設置者としては、学校廃止命令（学校教育法第13条）の対象ともなり得るものであり、また、その他にも様々な場面において、指導等を受けることがあります。

- これらの処分・指導等は、学校法人の自主的活動の領域に対し制約等を及ぼすものでもあり、その権限の行使等に当たっては、所轄庁と協力地方公共団体の長との間の認識の違いから、混乱が生じること等のないようにする必要があります。
- このため、所轄庁又は協力地方公共団体の長のいずれかが、これらの権限の行使等しようとする場合には、「相互に密接な連携を図りながら」これを行うものとししました。

- 15 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第六項の指定を取り消すことができる。
- 16 協力学校法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第四条第一項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。

【説明】

(1) 協力学校法人の指定の取消し（第15項）

- 協力学校法人においては、協力地方公共団体との連携・協力を解消したい場合には、所轄庁に対し、自ら学校廃止（学校法人の解散）の認可申請を行い、所轄庁の認可を受けることで、協力解消を図ることが可能です。
これに対し、協力地方公共団体においては、自らは学校廃止（法人解散）の申請を行えないため、協力解消を要請しても、相手方の同意がない限りは、公私協力学校の廃止に至ることがありません。
すなわち、協力学校法人が、公私協力学校の設置者としての適格性を欠くに至りながら、なお、公私協力学校を存続させ続け、その間、当該学校の運営経費については、協力地方公共団体が、これを負担し続けるといった事態も生じ得ることとなります。
- このため、協力地方公共団体側からの協力解消の手段として、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合には、協力学校法人の公私協力学校の設置・運営を行うべき者としての指定の取消処分を通じ、連携・協力の解消を図ることができる仕組みを設けることとしたものです。

(2) 指定取消しに係る公私協力学校の廃止認可の申請（第16項）

- 公私協力学校及び協力学校法人は、協力地方公共団体と協力学校法人との連携・協力を前提に、認可の特例を受けて設置・設立されたものですから、指定の取消しにより協力関係が解消されるに至ったときには、当該公私協力学校を廃止するものとし、協力学校法人は、所轄庁に対し、学校廃止の認可申請を行わなければならないものとしています。

- 17 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第八

項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十一項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

【説明】

- 公私協力学校の設置・運営を実際に進めていく際には、教育に関する専門的な見地からの検討が必要となること、また、当該地域における学校教育全般の状況を踏まえた適切な配慮を行っていくことが必要であること等から、公私協力基本計画の策定・変更、公私協力年度計画及び収支予算の認可に当たっては、協力地方公共団体の長は、教育に関する専門機関であり、公立学校の設置者でもある教育委員会に協議しなければならないこととしています。
- 教育委員会への協議は、協力地方公共団体の長が公私協力学校の設置・運営を実際に進めていくに当たり、地域の他の学校等との関係から必要となる、様々な調整を行うものであり、具体的には、協力地方公共団体が次の事項を行う際に、教育委員会への事前協議をしなければならないこととしています。

- ① 第4項及び第8項の規定による公私協力基本計画の策定・変更
＜想定される具体的な協議事項＞

（

- ・ 収容定員に関する事
- ・ 公立学校施設の転用に関する事
- ・ 入学に関する事

など）

- ② 第11項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可
＜想定される具体的な協議事項等＞

（

- 公私協力年度計画関係
 - ・ 教育課程及び授業日時数に関する事
 - ・ 教職員の数及び配置
 - ・ 入学者の選抜方法
- 収支予算関係
 - ・ 教育に関する専門的な見地からの予算(案)の評価

など）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。

三～十九 （略）

（長の職務権限）

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 大学に関する事。

二 私立学校に関する事。

三 教育財産を取得し、及び処分する事。

四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。

五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

18 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十五条第二項の規定は、公私協力学校について準用する。

【説明】

- 教育基本法第15条第2項では、国公立の学校に対しては、特定の宗教のための宗教教育を禁じている一方、私立学校に対しては、このような宗教教育を禁じていません。
- 公私協力学校は、学校教育法上の私立学校に当たるものですが、特に、地方公共団体の支援・関与の下に教育活動を行う等の特性にかんがみ、国公立学校と同様、特定宗教のための宗教教育を行わないものとし、教育基本法第15条第2項の規定を準用することとしました。

○ 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

（宗教教育）

第十五条（略）

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。